

クリーンステーションの全ごみ種対応への変更手続き

Step1

まずは、地域のクリーンステーションを利用される皆さんで話し合ってください、全ごみ種対応を進めることを決定してください。

全ごみ種対応を進めるにあたっては以下のことに留意してください。

- クリーンステーションを利用される方々、地域の理解が必要です。
(※一度に複数のクリーンステーションを変更する場合などは、地域全体の問題となりますので、臨時総会を開くなどして自治会の承認を得ることが望ましいです。)
- 特に変更するクリーンステーションに隣接する住宅や事業所等には同意を得てください。
- 全ごみ種対応するクリーンステーション利用者と管理方法などを決定してください。
(※全ごみ種対応に変更することにより、クリーンステーションへごみが排出される曜日が増えることとなりますが、燃えるごみ以外のごみ種については、排出ルールが守られれば、燃えるごみほどの清掃が必要ないことが一般的です。)

Step 2

全ごみ種対応への変更内容などが決まれば、お住まいの区の環境局事業所にご連絡ください。

(※必要に応じて現地を確認のうえ、全ごみ種対応できるかの判断を行います。)

- クリーンステーション全ごみ種対応の変更手続き書類「(様式1) クリーンステーション変更届兼協議依頼書」を作成し、お住まいの区の環境局事業所で変更に関する協議を行ってください。
(※必要に応じて添付書類などを提出していただく場合があります。)
- 変更手続き終了後に収集開始日をお知らせします。
(※一度に複数のクリーンステーションを変更する場合や収集ルートの変更を伴う場合など、すぐに対応できない場合もあります。)